

第3次日吉津村環境基本計画

令和7年7月

日吉津村

はじめに

日吉津村は、東に秀峰大山、西に一級河川日野川、北に日本海、南に箕蚊屋平野が広がる、自然豊かな村です。昭和27年の日本パルプ工業(株)米子工場(現王子製紙(株)米子工場)の操業開始、昭和60年の国道431号の開通、平成11年のジャスコ日吉津ショッピングセンター(現イオンリテール(株)イオンモール日吉津)の出店を始め、国道431号沿線への商業施設進出等、地域開発が進む中で、環境は大きく様変わりしてきました。

あわせて高度経済成長期以降の、大量生産、大量消費、大量廃棄などの資源浪費型の生活形態は、生活の利便性を高めていく一方で環境への負荷を増大させ、地域の豊かな自然や生活環境に影響を与え続けています。

本村では、平成23年に日吉津村環境基本条例を制定し、「人と地球の未来をつなぐ、夢育む村づくり」を基本目標に様々な環境を守るための取組みを進めてきました。

国内外では、「SDGs(持続可能な開発目標)」が平成27年(2015年)9月に国連総会で採択、同年12月には、COP21(国連気候変動枠組条約締結国会議)でパリ協定の採択。令和2年(2020年)10月には、政府による「カーボンニュートラル宣言」がなされるなど、環境に関する様々な動きが生じています。

国連事務総長は、令和5年(2023年)7月に世界の平均気温が観測史上最高となり、地球温暖化が進行し続けている危機感を「地球沸騰化」と表現されました。

近年は、「ゲリラ豪雨・ゲリラ雷雨」「線状降水帯」「海洋プラスチックゴミ」など以前は耳にしなかった言葉が増え、村内でも、猛暑や線状降水帯による大雨、突風により家屋や農業施設への被害も発生しており、環境への取り組みはとても重要で欠かせないものであります。

こうした地球規模での環境を守る取組と合わせ、村民誰もが気持ちよく暮らすことができる「日本一美しく持続可能な日吉津村」を目指し、村民の皆様と取組を進めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

目 次

第1章 日吉津村環境基本計画の基本的事項	1
(1) 根拠・目的	1
(2) 基本理念（日吉津村環境基本条例第3条）	1
(3) 環境基本計画策定の背景	1
(4) 位置づけ	3
(5) 対象区域・範囲	3
(6) 計画の期間	3
第2章 基本目標／基本方針	4
(1) 基本目標	4
(2) 基本方針（日吉津村環境基本条例第8条）	4
(3) SDGsの基本理念	5
第3章 村・村民・コミュニティ・事業者の役割	6
【村の役割】	6
【村民の役割】	6
【コミュニティの役割】	6
【事業者の役割】	6
第4章 実施計画（目指す姿／現状と課題／具体的な施策／目標）	7
(1) 村民の健康の保護及び快適な生活環境の確保	7
(2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全	9
(3) 地域の特性を活かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造	12
(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進	14
(5) 地球環境保全に資する取組みの推進	17
第5章 計画の推進	20
(1) 環境教育の推進	20
①学校教育における推進	20
②コミュニティ活動など社会教育における推進	20

(2) 村・村民・コミュニティ・事業者とのパートナーシップ	21
①「日吉津村環境の日、6／5」の設定と啓発活動の実施	21
②自治基本条例に基づく、参画と協働のむらづくりの推進	21
③コミュニティにおける実践を通した啓発活動	21
④事業者とのパートナーシップ	21
(3) 推進体制の確立	21
①村環境審議会の役割	21
②役場庁内の組織	21
③進行管理	21
④年次報告	22
 第6章 環境配慮指針	23
■家庭版	23
■事業所版	25
 資料／用語説明	26
 資料／公害に関する協定値	28

(1) 根拠・目的

日吉津村環境基本計画は、日吉津村環境基本条例（平成23年4月施行）第9条第1項に定められた「良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として平成24年4月に策定しました。

また、同第3条には、良好な環境の保全と創造のために、5項目の基本理念を定めています。この計画は、このような基本理念を踏まえ、その実現に向けて、本村の環境施策を推進するために第2次の計画を基本にしながら、第3次となる計画を策定するものです。

(2) 基本理念（日吉津村環境基本条例第3条）

良好な環境の保全と創造は、次に掲げる事項を基本理念として行います。

- ①村、村民、コミュニティ及び事業者が自らの活動と環境との関わりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもと持続的に発展することができる循環型地域社会を創ること。
- ②すべての生物にとってなくてはならない水の大切さを認識し、安全でおいしく飲める水環境の維持に努めること。
- ③多様な生物が生息できる生態系及び自然環境を守り、身近な自然そして生物を大切にする心を養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が図られること。
- ④先人が築きそして引き継いできた歴史、文化遺産を大切に守り、私たちの生活の中に密着したものとして引き継ぎ伝えていくこと。
- ⑤環境保全は、人類共通の課題として、すべての者が自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、環境にやさしい行動を積極的に推進すること。

(3) 環境基本計画策定の背景

平成5年に制定された環境基本法は、環境施策の理念を掲げ、環境保全のための国及び地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めています。特に地方公共団体の責務については「基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。

鳥取県では、平成8年10月に鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例を制定され、この基本条例に基づき、平成11年3月に鳥取県環境基本計画を策定されています。（平成17年2月に改訂。平成24年3月には第2次鳥取県

環境基本計画を策定。)

平成23年度には、NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践に取り組むことを目標に「とつとり環境イニシアティブプラン」を策定し施策を展開されています。

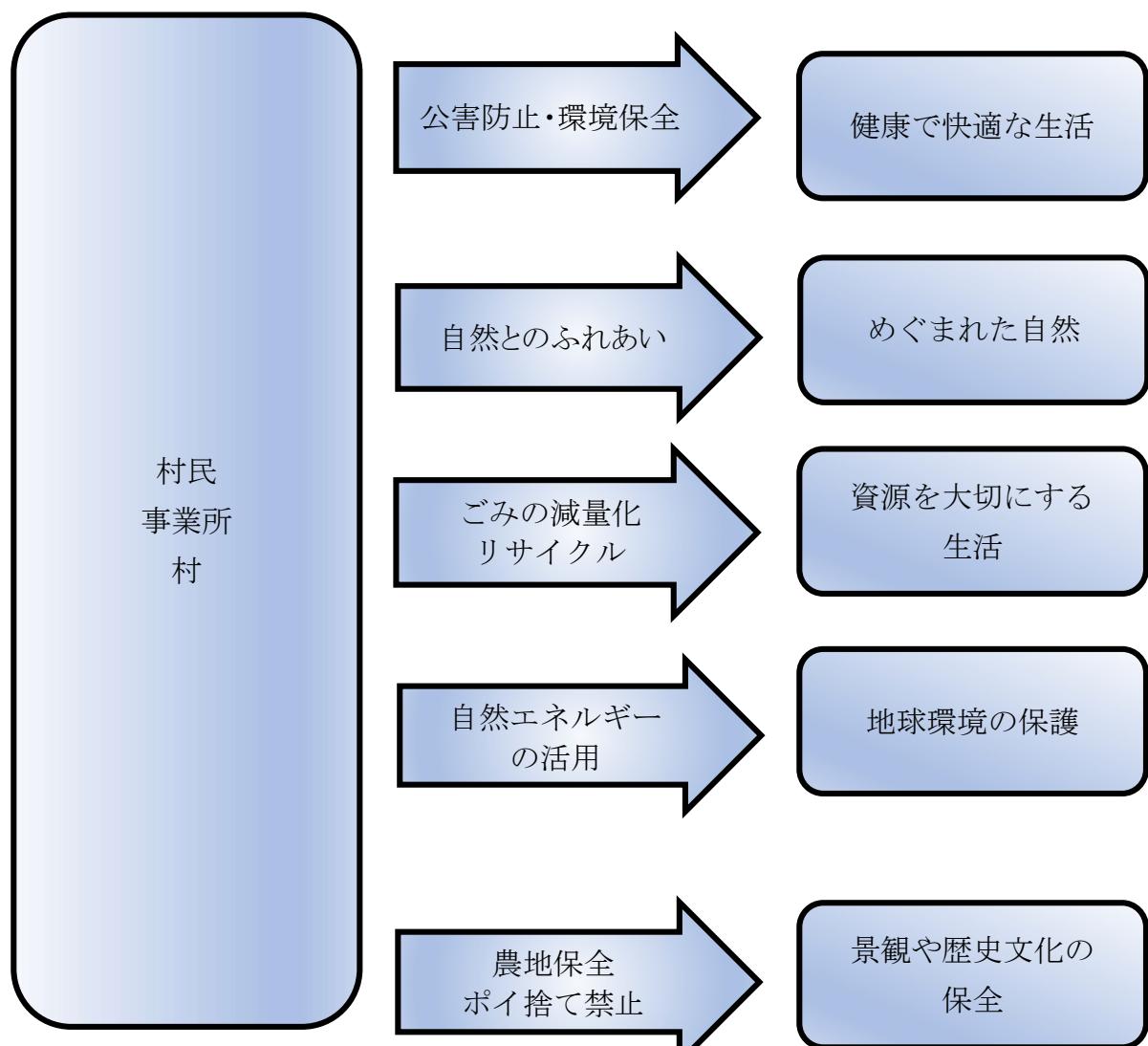
本村でも、環境へ配慮したむらづくりの実践として、村民一人ひとり、自治会などをあげて、ゴミの減量化や分別・リサイクルの推進などに取り組んできました。

そして平成23年3月に日吉津村環境基本条例を制定（同4月施行）しました。

この条例に基づき、平成24年4月に日吉津村環境基本計画を策定。平成30年4月には第2次日吉津村環境基本計画を策定し、目標を掲げ各施策に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、村・村民・コミュニティ（自治会、ボランティア団体等）及び事業者がパートナーシップを発揮し、日吉津村環境基本条例の理念を達成するため、「第3次日吉津村環境基本計画」を策定します。

【環境にやさしい暮らしのイメージ図】



(4) 位置づけ

- ① 日吉津村環境基本条例第9条第2項に基づき、「第7次日吉津村総合計画」に即し、次に掲げる事項について定めたものです。
 - 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容に関する事項。
 - 村民等が良好な環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針に関する事項。
 - 前2号の掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。
- ② 国や鳥取県の関連する計画と連携しながら、本村の環境にかかわる総合的な計画として尊重します。
- ③ 本村の他の個別計画に盛り込まれた事項においても環境に関するものについては、本計画を基本とし整合性を図るものとします。

(5) 対象区域・範囲

日吉津村全域とします。ただし、広域的影響が考えられる項目については、国、県及び周辺市町を考慮した地域とします。

またこの計画は、行政、村民、コミュニティ、事業者など、本村に関わるすべての者を対象とするものです。

(6) 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

ただし、環境を巡る状況等に変化があれば適宜見直しを行います。

また、令和12（2030）年度からの次期計画の目標については、令和10（2028）年度の目標達成度を用いて対応します。

(1) 基本目標

人と地球の未来をつなぐ、夢育む村づくり

(2) 基本方針（日吉津村環境基本条例第8条）

村は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を対象とし、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとします。

- ①村民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- ②人と自然との触れ合いの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- ③地域の特性を活かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- ④資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- ⑤地球環境保全に資する取組みの推進

(3) S D G s の基本理念

S D G s (エスディージーズ) は、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標で、17の目標と169のターゲットで構成されています。

日本では、平成28（2016）年にS D G s 実施方針が策定され、各自治体において策定される計画等は、この目標等に沿った位置づけがなされています。

本計画においても、S D G s の目標達成に取組みます。



ロゴ：国連広報センター作成

【村の役割】

村は、基本理念（第1章の（2））にのっとり、自然的・社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し実施するものとします。

また、すべての施策・事業を行うにあたって、環境への影響に配慮し、全庁あげて計画の実現に努めます。

国・県等の環境施策の情報を的確に取り入れ、村民等へ情報提供とともに、村民、コミュニティ及び事業者と協働しながら、施策へ反映していきます。

【村民の役割】

村民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、良好な環境を損なうことのないようにお互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとします。

また、村、コミュニティ及び事業者と協働し、自発的な環境保全活動に努めるとともに、環境にやさしい村づくりに積極的に参画するものとします。

【コミュニティの役割】

自治会及び各種団体を含むコミュニティは、基本理念にのっとり、村民の先導的な役割を担うべく、村民が参画できる体制の整備・情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境保全活動を積極的に推進するものとします。

また、村、村民及び事業者と協働しながら、特に村民一人ひとりが、積極的に活動に参加できる場を作り、地域での環境活動を広げていきます。

【事業者の役割】

事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、良好な自然環境の保全や創造等、環境に配慮した事業展開に積極的に努めるものとします。

- （1）村民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- （2）人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- （3）地域の特性を活かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- （4）資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- （5）地球環境保全に資する取組みの推進

（1）村民の健康の保護及び快適な生活環境の確保

【目指す姿】 健康はみんなの願い、快適な生活環境をつくろう

- ◇公害のない安全・安心な村
- ◇健康で快適に暮らせる村



【現状と課題】

公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚染・汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

日吉津村は、王子製紙(株)米子工場、イオンリテール(株)イオンモール日吉津と環境保全協定を締結し、ともにこの協定に基づき定期測定を実施し、公害防止に努めています。

工場・事業所	環境保全協定の項目
王子製紙	ばい煙、大気悪臭、排水悪臭、排水水質、騒音
イオン	排水水質

村民が、健康に暮らし、良好な環境を次世代に引き継ぐため、ライフスタイルや事業活動、社会経済システムを見直すこと、循環型社会への転換を図り、美しいむらづくりをすすめることが必要です。

【具体的施策】

(1) - 1 公害の低減

環境保全協定を締結している工場・事業所において、協定項目に係る定期的な調査を実施し、協定値を満たしているか監視を行います。

また、村内の工場・事業所において必要に応じ公害に係る調査を行い、法令に定める基準を満たしているか監視を行います。

調査結果から、必要となる再調査や指導を行うとともに、公害の低減につながる事項についての要請を行います。

(1) - 2 規制地域の周知等

村内の工場・事業所に対し、悪臭・騒音・振動に係る規制地域、規制基準の周知と基準順守の指導を行います。

(1) - 3 水質汚濁の低減

村内の工場・事業所からの排出水の調査・指導など水質汚濁低減対策については、県並びに上流の市町と連携しながら推進します。

また、農業従事者に対して、減農薬・減化学肥料を推進し、土壤・水質汚濁低減対策を推進します。

【現状及び環境基準】

※公害測定の実績値において、環境基準を超える事例はありませんが、引き続き環境基準を超えることが無いように調査・監視を行います。

(各協定値は、P28～29に記載)

(2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全



【目指す姿】自然とふれあい、

いのちを育む自然を大切にしよう

◇ポイ捨てのない、マナーアップの村

◇自然を愛し、自然とふれあう村

【現状と課題】

本村は、北は日本海、西は日野川に面しており、風光明媚な田園地帯ですが、社会が近代化するなかで、自然とのふれあう機会が少なくなっています。特に未来を担う子どもたちには、豊かな自然体験が求められています。自然とのふれあいにより感性を培い、自然への認識を深めることによって、複雑多様化する環境問題に対して、的確な認識や行動を起こすことが期待されます。

このため、さまざまな自然とのふれあいの場の確保を推進する必要があります。

今日、我が国には、自然環境の変化により絶滅のおそれのある野生動植物が増加しつつあります。本村においては、特に保護すべき希少な動植物の生息地は見当たりませんが、日野川水系の鮎やさけの育成保護が行われ、子どもたちの体験学習の場ともなっています。保護を図る必要のある希少野生動植物の捕獲、採取等には制限する措置を講ずるとともに、その個体数の維持・回復に必要な繁殖の促進及び生息・生育環境の保全を図る必要があります。海岸や河川敷などで見受けられる外来植物の駆除も必要です。

また、動物の鳴き声や糞尿等による被害により、周囲の方が困っておられる現状があります。動物の所有者等に、動物がそのようなトラブルの原因となりうることを認識した上で、適正な管理を行うよう啓発する必要があります。

【具体的施策】

(2) - 1 河川及び海岸の愛護活動

①河川及び海岸の清掃・愛護活動の推進

村内河川・用水路及び海岸・松林などに、地域ぐるみで親しむ愛護活動を推進するとともに、清掃や美化活動、花づくりの推進、ボランティア活動への支援・育成を進めます。

②河川・道路等の整備の際には、環境に配慮した整備を行います。

(2) - 2 自然とふれあう体験の推進

①子ども達への環境学習の実施

持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちへ、将来にわたる環境保全への高い意識を育むため、環境の日イベントなどの機会をとらえ、他の組織と連携を図り、仲間とともに地域環境、地球環境に関する学習や体験の場を提供します。

②「自然観察会」の開催など、自然に親しむ場の設置

身近な動植物の観察を行う「観察会」を開催し、村民に自然とふれあう場を提供します。

(2) - 3 海浜運動公園や日野川河川敷・水辺の楽校などの整備活用

①親しまれる公園づくり

子どもからお年よりまで、安心して遊べ、親しまれる公園づくりと体験・交流の場、村民いこいの場として、海浜運動公園の充実を図るとともに、河川敷運動広場、花見のできる公園として桜堤の適正な管理と利用促進を図ります。

(2) - 4 動植物の生育への配慮

①動植物の生育状況の把握（県等関係機関との連携による）

村域に生息・生育する動植物を把握しデータベースの作成を検討するとともに、必要となる外来動植物の駆除に取り組みます。

②河川・海岸の管理

河川・海岸における動植物の生息・生育環境に配慮した管理を行います。

③子どもたちへの体験活動ボランティア

自然や農地など豊かな環境を生かした子どもたちへの体験活動には、多くの皆さんにボランティアで関わっていただいています。今後も継続いただき、また、新たな方にもご協力いただけるよう進めます。

(2) - 5 動物の愛護と管理

①ペットの愛護と管理

動物と社会の関わりを考慮した上で、社会的責任を十分に自覚し、飼養及び保管を適切に行うことの意識啓発を図ります。

【目標】

主な目標指標	現 状 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
環境の日イベントの実施	年 1 回	年 1 回 (継続)
自然観察会開催数	年 3 回	年 3 回 (現状を維持する)
子どもたちへの体験活動ボランティアの人数	年間 10 人	年間 20 人

(3) 地域の特性を活かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造

【目指す姿】産業振興と調和して、日吉津の景観を守ろう

- ◇景観を守り育てる村
- ◇文化・産業が調和する村



【現状と課題】

開発行為・宅地開発等の土地利用に関する規制の監視・指導を図り、自然景観と調和のとれた計画的な開発、また、自然環境や歴史・風土の保全について適正な規制や誘導に努め、安全、快適、効率性などの機能が備わった自然景観、市街地景観づくりに努めることが必要となります。

【具体的施策】

(3) - 1 景観の保護・形成

①快適な住環境整備

住宅地については、のどかな田園風景や自然環境と調和した、快適な住環境の整備に努めます。

快適な環境の創造のために歴史的文化的施設を保護し、この活用を通じて個性あふれる街並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとします。

②ポイ捨て禁止条例の推進

美しく快適な生活環境づくりを進めるため、日吉津村ポイ捨て等禁止条例に基づき、良好な生活環境の保全に関する意識の啓発を図るとともに、全村を対象とした空き缶等の投棄及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限を推進します。

(3) - 2 不法投棄防止による美観維持

①不法投棄の防止

県の「廃棄物適正処理推進指導員」と連携し、不法投棄が頻発する日野川河川敷及び海岸線の不法投棄等監視活動を強化し、不法投棄等の未然防止と早期発見に努めます。また公用車及び協力いただける村民等に不法投棄防止用マグネットシートを貼り、パトロール及び啓発を図ります。

(3) - 3 景観の保全

クリーン作戦や、ながらゴミ拾い活動などを通し、地域の清掃活動などを支援します。

景観に配慮した建築物や屋外広告物などの建設や指導に努めます。

① 環境美化の推進

年2回の海岸クリーン作戦（同実行委員会主催）や自主的なゴミ拾いなどのボランティア活動、職員による巡回やゴミの回収などを通じ、きれいな環境の維持に努めます。

ボランティア活動団体の登録・支援（クリーンパークを守る会など）を行います。

② 荒廃地対策

のどかな田園風景や自然環境と調和した風土を守るために、農地の貸付・受委託を推進し、農地の保全・適正な管理の指導に努めます。

(3) - 4 歴史・文化資源の保全と活用

歴史的・文化的遺産について正しい知識を身につけ、これらの環境資源の適正な活用を促すための情報提供に努めます。

【目標】

主な目標指標	現 状 (令和5年度末)	目標 (令和11年度末)
不法投棄件数	5 件	0 件
クリーン作戦回数	海岸清掃 2回 河川敷清掃 3回	海岸清掃 2回 河川敷清掃 3回 (現状を維持する)
環境美化活動を行う団体（個人）数	40	50
屋外広告物の違反設置への対策	0 件	0 件（現状を維持する）
荒廃農地の削減	39,445 m ²	30,000 m ² (現状数の25%削減)

(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進

【目指す姿】ゴミの減量化とリサイクルで、
資源を有効利用しよう



- ◇ゴミの資源化をすすめる村
- ◇一人当たりのゴミ排出量の減量化・リサイクルの推進

【現状と課題】

私たちは、日常生活や事業活動の中で、便利さや快適さを求めて、多くの資源やエネルギーを大量に消費し、様々なものを廃棄しています。

将来の世代へ良好な環境を引き継ぐためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直すとともに、省資源・リサイクルや省エネルギー意識の普及・啓発を図り、これに向けたグリーン製品の導入を推進することが必要です。

本村では、一般廃棄物については、平成15年度より生ゴミ処理機、コンポストの購入費補助制度を実施、平成17年度よりプラスチックを分別収集、平成19年度よりビデオテープを分別収集し、民間事業者でRPF化しています。さらに平成27年度より使用済み小型家電の無料回収を開始し、レアメタルなどの貴重な金属や大切な資源のリサイクルを推進しています。

また、再生可能エネルギーなどの新エネルギーの普及・促進を図ることも重要な施策となっています。

さらに、今後の広域処理に向け、構成市町村と足並みをそろえて、ゴミの減量化・リサイクルに取り組む必要があります。

【具体的施策】

(4) - 1 ゴミの分別・リサイクル

① 分別収集の推進

分別収集は定着していますが、燃えるゴミ・燃えないゴミに資源が混入している状況が見受けられます。

ゴミになるか資源になるかは皆さんが出される時に決まります。啓発活動を強化し、リサイクル推進を図ります。

また、今後の広域処理に向け、分別区分の変更や新たな分別を検討し、取組みを進めます。

②ゴミの説明会を開催

必要に応じゴミの説明会を開催し、地域での課題の整理や解決策を検討するとともに、村内のゴミ処理量や処理に掛かる費用、リサイクルの重要性・効果などを再認識いただく場とします。

(4) - 2 ゴミの減量化と資源化

村は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めます。

① ゴミの減量化と資源化の推進

現在実施している各世帯への生ゴミ処理機購入助成を推進し、生ゴミの減量化を進めるとともに、「日吉津村ゴミ問題を考える検討委員会」を開催しながら推進します。また事業所でもゴミ減量化・資源化が推進されるよう連携を図ります。

(4) - 3 4 R運動の推進～更に5 R以上へ～

ゴミを減らすキーワードである“リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ”的4 Rの推進と啓発に努めます。

“リペア”を加えた5 Rや、“リフォーム・リバイ・リターン”など、ゴミの減量化や環境に関する取組みは、18 Rまで拡大しています。

“R”に関する様々な情報の提供に努め、更に5 R以上へつなげます。

①フードドライブの実施

家庭で余っている（使わない）食品を提供いただき、子ども食堂や福祉施設等へ届ける活動（フードドライブ）を実施し、食品ロスの削減に努めます。

※4 R運動とは、ゴミを減らすキーワードです。（英語の“R”で始まる4つの単語。）

①リデュース (Reduce) ・ゴミの発生を抑える	②リユース (Reuse) ・繰り返し使う
③リサイクル (Recycle) ・再生利用する	④リフューズ (Refuse) ・ゴミの発生を断る

5 R以上のキーワード・取組み

⑤リペア (Repair) ・修理して使う	⑥リフォーム (Reform) ・改良して使う
⑦リバイ (Rebuy) ・中古品を購入する	⑧リターン (Return) (リターナブル (Returnable)) ・購入先に戻す（ビンなど）
⑨リファイン (Refine) ・ゴミを資源と分けて再利用	⑩リジェネレイション (Regeneration) ・再生品の使用

⑪リシンク (Rethink) ・本当に必要か考える	⑫レンタル (Rental) ・借りて所有物を減らす
⑬ライトディスポート (Right Disposal) ルールに沿った正しい処分	⑭リミックス (Remix) ・異なる素材で新たな製品を作る
⑮リコンバート (Reconvert to Energy) ・ゴミを燃やす熱を利用する	⑯リクリエート (Recreate) ・自然を楽しみ保護する
⑰リアクト (React) ・自然を楽しみ、その環境を増やす	⑱リストア (Restore) ・壊れた自然を復元させる活動

【目標】

主な目標指標	現 状 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
1人当たりの1日のゴミの排出量 (資源ゴミを除く)	家庭 444 g 事業所 397 g	家庭 421 g (5%減) 事業所 397 g (現状維持)
ゴミのリサイクル率	家庭 18.4% 事業所 72.2%	家庭 20% 事業所 72.2% (現状維持)
電気式生ゴミ処理機の導入戸数	92 戸 (H14 年度からの累計)	107 戸
コンポストの導入戸数	33 戸 (H15 年度からの累計)	38 戸
フードドライブの実施	年 2 回	年 2 回 (現状維持)

(5) 地球環境保全に資する取組みの推進

【目指す姿】日吉津から地球環境を守る活動を展開しよう

- ◇みんなの地球を守ろう
- ◇ライフスタイルを変えよう



【現状と課題】

・地球温暖化防止対策の推進

人間の活動が拡大するに伴って大気中に放出される大量の二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こし、猛暑やゲリラ豪雨、線状降水帯などの異常気象の発生が地球規模で顕著な状況です。

私たちは、地域の環境が地球にも深く関わることや、私たち一人ひとりの行動が地球環境に負荷を与えていていることを十分に理解し、国際的にも連携して地球環境の保全に向けた活動を推進していく必要があります。

本村においても生活の利便性が高まる中で、二酸化炭素の排出量は増え続けています。

京都議定書の発効やパリ協定が採択され、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減が世界的な動きとなる中で、政府によるカーボンニュートラル宣言もなされており、身近なところから環境への負荷が少ないライフスタイルへの転換が重要です。

平成20年度、本村では、日吉津小学校体育館の屋根に建材一体型の容量60kWの太陽光電池パネルを設置しました。発電した電力は、玄関ホールの大型ディスプレイを通し、その発電状況がリアルタイムに確認できるなど、児童に太陽光発電の働きを理解できるようにしてあります。

毎日の発電データを集計し、月間・年間・季節ごとの発電状況を調べることにより、太陽光発電の果たす役割やクリーンエネルギーの大切さを学ぶことができます。

その他にも公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入を進めており、環境にやさしく、災害時においても非常用電源を確保することができる施設整備に取り組んでいます。

公共施設への太陽光発電設備・蓄電池導入状況

施設名	導入年度	容量など
日吉津小学校体育館	平成20年度	太陽光60kW
ヴィレステひえづ	平成27年度	太陽光42kW
役場庁舎	平成28年度	太陽光11.5kW・蓄電池
日吉津小学校特別教室棟	平成28年度	太陽光10kW・蓄電池
ミライトイえづ	令和6年度	太陽光10kW

平成21年度より開始した住宅用太陽光発電システムへの補助金制度では、令和5年度末までに延べ766kW（157件）の実績となり、令和4年度より開始した蓄電池への補助金は11件の導入実績値となりました。

【具体的施策】

（5）-1 地球温暖化対策

再生可能エネルギー（太陽光発電等）の普及推進に努めます。

家庭からの二酸化炭素排出量の削減と自給率向上のために、再生可能エネルギーの導入に対して、県と連携した支援を検討します。

村民や事業者の自発的な省エネルギー行動や省エネルギー型製品の普及を促進します。

①再生可能エネルギー等の導入を対象とした補助金の交付

再生可能エネルギー等の導入経費支援補助金等を実施し、持続可能なエネルギーへの転換や、地域におけるエネルギーの地産地消に努めます。

（5）-2 オゾン層の保護

フロンガスの適正使用と排出防止の啓発に努めます。

オゾン層破壊物質の適正な回収と処理について啓発や指導に努めます。

(5) - 3 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

電気自動車（EV車）やハイブリッド車（PHV車）など環境に配慮した車の導入を促進するため、役場に充電設備を設置するなどの環境整備を図り、車から排出される温室効果ガスの排出抑制を図ります。

①自然エネルギーの導入（太陽光発電等の普及【5】-1再掲）

②小学校校庭の芝生化

「鳥取方式」校庭の芝生化を推進し、温暖化防止への一助とするとともに、次代を担う児童をはじめ、村民の皆さんへの参画の場、啓発の場とします。

③役場の取組み

村民及び村内事業所のモデルとなるよう、以下のような点を実践します。

- ・公用車は低公害車へ切り替えを行い、電気自動車・ハイブリッド車の導入も行います。
- ・ライトダウンイベントへの参加や不要な照明の消灯、こまめな消灯及び夏期の消灯などにより、公共施設の節電に努めます。
- ・照明機器や防犯灯はLEDへ切り替えを行い、省エネルギーを推進します。

④宅配ボックス導入事業

再配達で排出される温室効果ガスの削減を目的に、令和5年度から宅配ボックスの導入助成事業を開始しました。今後も取組を継続します。

【目標】

主な目標指標	現 状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
再生可能エネルギー発電設備導入数 (kW)	村補助利用導入数 766.9 kW	1,070 kW
公共施設への再生可能エネルギー発電設備導入件数	5箇所	6箇所
宅配ボックス導入数	村補助利用導入世帯数 36世帯	110世帯 (R5からの延べ世帯数)

(1) 環境教育の推進

①学校教育における推進

- ・環境に対する豊かな感受性の育成

自分自身を取り巻くすべての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的にかかわり、環境に対する豊かな感受性をもつことができるようになります。

小学校体育館の太陽光発電システムや、県内産木材をふんだんに使用した木造の附属特別棟（こども図書館）などを活用しながら、児童の認識を深めていきます。また、グラウンドの芝生化によって、児童をはじめ村民が身の回りの環境について理解を深める場とします。

- ・環境に関する見方や考え方の育成

身近な環境や様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら問題を見つけて解決していく問題解決の能力と、その過程を通して獲得することができる知識や技能を身に付けることによって、環境に関して、持続可能な社会の構築につながる見方や考え方をはぐくむようにします。

- ・環境に働きかける実践力の育成

環境保全のためにどのような生活様式をとり、どのような実践的な行動をとるべきかなどについて考えて行動することや、自ら責任ある行動をとり、協力して問題を解決していくことなどができるようにします。

②コミュニティ活動など社会教育における推進

- ・環境に関する学習の充実

子どもから大人までの幅広い年代を通じたボランティア活動の場の提供を行う事業を実施することで、地域の実情に即したボランティア活動の機会の充実を図ります。

- ・自然体験活動に係る指導者の充実

子どもたちの豊かな心をはぐくみ生きる力を身につけるためには体験活動が重要であることから、自然体験活動を展開できるように環境の整備を進めます。

子ども達への環境学習で自然体験活動を行う際に、必要な知識や技術を身に付け、指導していただく方、また、それをサポートしていただく方の充実を図ります。

- ・環境に関する子どもの体験活動の場の整備

日野川河口部周辺の豊かな自然を活かし、子どもたちが気軽に自然の生態系の中へ足を踏み込み、自然観察や散策などを行える総合学習の場として整備を図ります。

(2) 村・村民・コミュニティ・事業者とのパートナーシップ

①「日吉津村環境の日、6／5」の設定と啓発活動の実施

毎年、6月5日を「日吉津村環境の日」とし、その趣旨に相応しい各種啓発活動を村民等の実行委員会により実施します。これにより、環境問題に対する理解が深まり、具体的な活動への意欲が高まることを目的とします。

②自治基本条例に基づく、参画と協働のむらづくりの推進

村は、村民の意思を村政に反映するため、村政への参画の機会を拡充し、村民、議会及び村は、相互理解と信頼関係を深め、協働して村づくりを行うものとします。（自治基本条例第7条）

③コミュニティにおける実践を通した啓発活動

村民は、コミュニティ（自治会、ボランティア団体等）の活動に積極的に参加し、相互に助け合うとともに、地域環境課題の解決に向けて協力して行動するものとします。また、村民及び村は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、その組織や活動を守り、育てるように努めるものとします。

④事業者とのパートナーシップ

イオン日吉津店では、リサイクルの取組が進んでいます。

この取組が村内事業者全体のリサイクル率を押し上げており、令和5年度実績で77.2%ととても高い状況となっています。

また、王子ホールディングス（王子製紙米子工場）では、木質由来の糖液・エタノールを精製するパイロットプラントが整備されるなど、事業者による環境への取組が進んでいます。

こうした取組とも連携協力し、環境を守る取組を推進します。

(3) 推進体制の確立

①村環境審議会の役割

- ・村長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全及び創造に関する重要な事項等を調査及び審議します。
- ・前項に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項等を村長に提言することができます。（日吉津村環境基本条例第23条）

②役場庁内の組織

- ・進捗管理のための役場庁内の推進組織を設置します。

③進行管理

- ・この計画による目標と施策は、P D C A（計画→実行→点検→見直し・実践）により進行管理を行います。

④年次報告

- ・条例に基づく年次報告

各施策において目標等の達成度、波及効果などの年次報告を行い、環境審議会で審議するとともに、村ホームページ等で公表し、村民の皆さんのお意見を反映します。

■家庭版

家電

・電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしましょう。

○電気カーペット・こたつ

・電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節しましょう。

・こたつは敷マットと上掛け布団を使用し、温度設定をこまめに調節しましょう。

○エアコン

・エアコンのフィルターをこまめに掃除し、冷暖房の効率を上げましょう。

・冷暖房機器は不要なつけっぱなしをしないように気を付けましょう。

○照明器具

・人のいない部屋の照明は、こまめな消灯に心がけましょう。

○テレビ

・テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしましょう。

キッチン

・食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめ洗い、温度調節もこまめにしましょう。

・洗いものをする時は、給湯器の温度設定を出来るだけ低くするようにしましょう。

○冷蔵庫

・冷蔵庫の庫内の温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気をつけましょう。

・冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置しましょう。

・冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気をつけましょう。

○電子レンジ

・煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用しましょう。

○電気ポット

・電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしましょう。

○ガスコンロ

・やかんや鍋底から、ガスコンロの火が外へ大きくなはみださないように、火力を調整して使用しましょう。

洗濯

・洗濯をする時は、まとめて洗うようにしましょう。

お風呂

- ・お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにしましょう。
- ・シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気をつけましょう。
- ・お湯を沸かすときは、必要な分のみ沸かすようにしましょう。
- ・浴槽にはフタをし、お湯が冷めにくくないようにしましょう。

トイレ

- ・温水洗浄便座は温度をひかえめに設定し、使わない時はふたを閉めるようにしましょう。

買物

- ・「地産地消」-地元で採れた農産物を地元で消費しよう。
- ・シャンプーや洗剤、調味料などは、詰め替え可能な製品を優先して購入しましょう。
- ・レジ袋のかわりにマイバッグを持参しましょう。

ゴミ

○リデュース=減らす

- ・紙コップや紙皿、ペーパータオル、割り箸などの使い捨て製品は、なるべく購入しないようにしよう。
- ・食べきれない量を買わない、つくれないようにしましょう。

○リユース=再使用

- ・不要になったものは、フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、人に譲りましょう。
- ・壊れても修理して大切に使いましょう。

○リサイクル=再生利用

- ・資源物(古紙、古着、アルミ缶など)は、出し方を守って、資源回収へ出しましょう。
- ・使用済み小型家電は、専用の回収ボックスに出して、大切な資源をリサイクルしましょう。
- ・再生してつくられた製品を利用しましょう。

○ポイ捨て等

- ・たばこや空き缶などのポイ捨てはやめましょう。
- ・ペットの糞は飼主がきちんと始末しましょう。
- ・庭先などでゴミの焼却はやめましょう。

移動手段

- ・アイドリングはできる限りないように気を付けましょう。
- ・経済速度を心がけ、急発進しないように気を付けましょう。
- ・タイヤの空気圧は適正に保つように心がけましょう。
- ・外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしましょう。
- ・ウォーキングやサイクリングなどで、健康にも環境にも配慮しましょう。

環境保全

- ・生態系を守るため、外来生物(動物や鳥、魚、昆虫など)を放さないようにしましょう。
- ・殺虫剤や除草剤などの使用にあたっては必要最小限に抑えましょう。
- ・環境問題について、家族や友人など身の回りの人と話し合いましょう。
- ・村や環境関連団体などが主催する環境保全活動に積極的に参加しましょう。

自然

- ・自然にふれあい、感じることを大切にしましょう。
- ・自然観察会や自然環境調査などに参加、協力しましょう。

■事業所版

照明器具・電化製品

- ・昼休みなど休憩時は消灯しましょう。
- ・使用していない部屋やトイレは消灯しましょう。
- ・昼間、窓側の明るい場所は消灯しましょう。
- ・残業時に不要な照明は消しましょう。
- ・白熱灯は電球型蛍光灯やLEDに切り替えましょう。
- ・昼休みや退社時には、パソコンやプリンター、コピー機など、使用していない機器の主電源を切りましょう。

冷暖房機器

- ・夏季にはクールビズ、冬季にはウォームビズに取り組みましょう。
- ・冷暖房の設定は、夏は 28°C、冬は 20°Cを目安にしましょう。

節水

- ・水を無駄に流さないなど、日常的な節水に取り組みましょう。
- ・水道の水圧を調整し、節水を図りましょう。

ゴミ

○リサイクル

- ・使用済みコピー用紙、段ボール紙などは分別して、リサイクルに回しましょう。
- ・コピーを取るときは、両面コピーを徹底しましょう。
- ・使用済みやミスコピー用紙の裏面使用を進めましょう。
- ・使用済み封筒の再利用に努めましょう。
- ・空き缶、びん、ペットボトル、書籍雑誌類、新聞紙などは分別して、リサイクルに回しましょう。

○リデュース

- ・マイカップ、マイ箸、マイ水筒の使用を進めましょう。

購入

- ・再生品など環境に配慮した商品を購入しましょう。

資料／用語説明

この計画において掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障となるおそれのあるものをいいます。

(2) SDGs(エス・ディー・ジーズ)

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、「Sustainable Development Goals」の略語で持続可能な開発目標のことです。

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

(3) パリ協定

平成27年11月パリで開催されたCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択された協定をいいます。2020年以降の温室効果ガス削減の新たな枠組みとして、「産業革命からの気温上昇を2°C未満に抑える」とする新たな国際目標や、途上国を含む全ての国が自主的な削減目標を作成し、対策を進めることとしました。日本は2030年に温室効果ガスを2013年比で26%削減する約束草案を提出し、今後はこの目標の実現に向けて努力することとなっています。

(4) カーボンニュートラル

温室効果ガスの実質的な排出量がゼロとなった状態をカーボンニュートラルといいます。

2020年10月に政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

日本を含む120以上の国・地域が、2050年までのカーボンニュートラル実現を目標として掲げています。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と、森林などによる「吸収量」の相差が実質的にゼロになる状態を意味しています。

(5) 地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

(6) 全庁

行政のすべての課をいいます。

(7) 循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

(8) 希少野生動植物

絶滅危惧種の保護を目的に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき種指定されます。「国内希少野生動植物種」、「国際希少野生動植物種」、「緊急指定種」及び「特定国内希少野生動植物種」に分類されます。

(9) RPF

Refuse Paper & Plastic Fuel の略称であり、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料です。

(10) 小型家電

使われなくなった電気製品のこと。特にパソコンや携帯電話といった小型家電の中には鉄や銅、金や銀といった有用な金属が多く含まれています。そのため、使われなくなった小型家電は、都市にある鉱山という意味で「都市鉱山」とも呼ばれているのです。

(11) フードドライブ

家庭などで余っている食品を提供いただき、必要としているこども食堂や福祉施設等へ届ける活動のことです。食品の有効利用により食品ロスを減らす(ゴミの削減)ことができます。

(12) 京都議定書

平成9年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書をいいます。日本は平成10年4月28日に署名し、平成14年6月4日に批准しています。平成20年～平成24年の第1約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年比で、6%削減することを義務付けています。

(13) 低公害車

大気汚染物質(窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など)の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のことをいいます。(電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス(CNG)自動車、ハイブリッド自動車の4車種)

(14) LED

発光ダイオードと呼ばれる電気を流すと発光する半導体の一種です。白熱電球と比べ、寿命

が20倍、消費電力は1／5といわれています。

(15) アイドリング

自動車のエンジンをかけたまま、アクセルを踏まず停車している状態のことです。

資料／公害に関する協定値

大気汚染防止対策

①ばいじん	0. 17 g／m ³ N
②硫黄酸化物総排出量	140 m ³ N／時
③窒素酸化物	150 ppm
④ダイオキシン類	1 ng - TEQ／m ³ N
⑤塩化水素	700 mg／m ³ N

水質汚濁防止対策（海洋）

①水素イオン濃度	8. 5 pH
②化学的酸素要求量	105 mg／ℓ
③浮遊物質量	60 mg／ℓ

水質汚濁防止対策（河川）

①水素イオン濃度	8. 6 pH
②化学的酸素要求量	20 mg／ℓ
③浮遊物質量	10 mg／ℓ
④油分	10 mg／ℓ
⑤大腸菌群数	1, 000 個／mℓ

悪臭防止対策（大気中）

①メチルメルカプタン	0. 005 ppm
②硫化水素	0. 1 ppm
③硫化メチル	0. 01 ppm
④二硫化メチル	0. 009 ppm

悪臭防止対策（排出水）

①メチルメルカプタン	0. 007 p p m
②硫化水素	0. 05 p p m
③硫化メチル	0. 3 p p m
④二硫化メチル	0. 03 p p m

騒音、振動防止対策

①騒音

時間区分	現測定地	現測定地
	王子製紙米子工場北側	同東側
午前 6 時～午後 10 時	70 d B	65 d B
午後 10 時～翌日午前 6 時	65 d B	60 d B

②振動

60 d B